

3. 定期報告対象建築物報告時期

用途	報告時期
劇場、映画館、演芸場	
観覧場(屋外に観覧席を設けるものを除く)、公会堂、集会場	平成28年度から3年毎 の4/1から3/31まで
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	(H28、31、34、37…)
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店、遊技場の2以上の用途に供する施設	
ホテル、旅館	平成29年度から3年毎 の4/1から3/31まで
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	(H29、32、35、38…)
病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	
共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る) 寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	平成30年度から3年毎 の4/1から3/31まで
政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等	(H30、33、36、39…)
公衆浴場	

※今回の改正により新たに対象となるものは平成29年度を初回の提出とする